短 - 介 2-104

2026 年 9 月改訂

短期入所生活介護利用契約書

介護予防短期入所生活介護利用契約書

社会福祉法人　　安心会
さいたまほほえみの里

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)利用契約書

様　(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人　安心会(以下「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

1　この契約の契約期間は、20　年　　月　　日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

2　利用者が前項の有効期間満了日から引き続いて要介護者(要介護1から要介護5)、要支援者(要支援1から要支援2)と認定された場合(以下「更新認定」といいます。)、有効期間満了日は、その更新認定による有効期間満了日とします。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者登録により、既に定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

3　利用者は、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、「居宅サービス計画」を変更して短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。

4　利用者は、原則として利用開始日の10時以降に入所し、利用終了日の15時までに退所するものとします。

第3条(短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画)

利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画」を作成します。事業者は、この「短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画」の内容を利用者及びその保証人に説明しご承諾をいただきます。

第4条（短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供場所・内容）

1　短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供場所はさいたまほほえみの里です。所在地及び設備の概要は【別紙1】のとおりです。

2　利用者が利用できるサービスの種類は【別紙1】のとおりです。事業者は、【別紙1】に定めた内容について、利用者及び保証人に説明し、それらについての希望を伺い同意を求めます。

3　事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、【別紙1】に定める各種サービスを適切に提供します。

4　事業者は、「短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

5　事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

6　利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

1　事業者は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

2　利用者に同居の保証人がいる場合は、事業者は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の実施終了後、実施したサービスの内容等をその保証人に説明します。

3　事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の終了後2年間保管します。

4　利用者は、10時から15時にその事業所にて、利用者自身に関する第3項のサービス提供記録を閲覧できます。

5　利用者は、利用者自身に関する第3項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、事業者は交付に要する実費を利用者に請求します。

第6条（料金）

1　利用者は、サービスの対価として【別紙1】に定める利用単位ごとの単価をもとに計算された合計額を短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の利用ごとに支払います。

2　事業者は、当月料金の合計額請求書を翌月20日までに利用者に発行します。

3　利用者は、当月の料金の合計額を、請求を受けた日から15日以内に支払います。

4　事業者は、料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条（利用開始前のサービスの中止）

1　利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日17時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2　利用者が入所予定日の前日 17 時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【別紙1】に定める計算方法により、1日分の利用料の一部を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから15日以内に支払うものとします。

第8条（中途終了）

1　利用者は、事業者に対して前日17時までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。

2　事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、【別紙1】に記載したとおりです。

3　第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

第9条（契約の変更）

1　事業者及び利用者は、文書等で通知することによりこの契約の変更を相手方に申し入れることができます。

2　前項の申し入れについて申し入れの相手方が同意したときは、契約済の契約書を変更し、お互いに取り交わします。

3　事業者及び利用者は、前2項による契約の変更を承諾しない場合、この契約は解約されたものとします。

第10条（契約の終了）

1　利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書等で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2　事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間を置いて理由を示した文書等で通知することにより、この契約を解約することができ

ます。

3　次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して文書等で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、2日間の予告期間をおきます。

①　利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合

②　利用者またはその保証人等が、事業者や事業者の従業者または他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

4　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①　利用者が他の介護保険施設に入所した場合……その当日

②　利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日

③　利用者が死亡した場合……その当日

第11条（秘密保持）

1　事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその関係者に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2　事業者は、利用者から予め文書等で同意を得ない限り、サービス担当者会議等の第三者に対して、利用者及びその保証人等の個人情報を用いません。

第12条（賠償責任）

1　事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、事業者もしくは施設の職員の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。

ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくは施設の職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。

2　利用者は、施設において、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の義務に違反して、施設の職員または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。

3　事業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

4　保証人は利用者と連帯して当該利用契約書を遵守するものとします。

第 13 条（緊急時の対応）

事業者は、現に短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を行っているときに利用者の健康状態が急変した場合等緊急を要する場合は、医師への連絡、あらかじめ届けられた連絡先への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

第 14 条（連携）

1　事業者は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供にあたり、利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員及び保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2　事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合及び、第 10 条第 2 項に基づいて解約通知をする際は、事前に利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員に連絡します。

第 15 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 16 条（本契約に定めのない事項）

1　利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 17 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、施設の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者(保証人)、事業者が署名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　20　　年　　月　　日

契約者氏名

利用者

＜住所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

保証人

＜住所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

事業者

＜事業者名＞短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護）
さいたまほほえみの里
指定番号　１１７６５０８２４８

＜所在地＞　埼玉県さいたま市岩槻区長宮１５１２－１

＜代表者名＞施設長　　山内　利信　　印

【別紙 1】

○担当者（生活相談員）

氏名　平井　暁洋・大矢　真司　　電話 048-792-1120

責任者　　氏名　山内　利信

○サービスの内容

①居　　室　…全室ユニット型の個室の居室が用意されていますが、利用者の状況等により別途ご相談して決めさせていただきます。入所後においても利用者の状況等により変更することがあります。

②食　　事　…朝食　8：00　～　10：00

昼食　12：00　～　14：00

夕食　18：00　～　20：00

以上の他、湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂においておとりいただきます。

③入　　浴　…利用状況に応じて入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④介　　護　…短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画に沿って下記の介護が行われます。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い　等

⑤生 活 相 談 …生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑥緊急時の対応…体調の変化等、緊急の場合は必要な緊急措置を行うとともに保証人等の緊急連絡先に連絡します。

⑦健 康 管 理 …当施設では、看護職員によるバイタルチェック・投薬等医療的管理を行っています。

⑧安 全　管 理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑨日用品の提供…日常生活に必要な物品等の提供に係る諸費用に関する受入・管理保管及び支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日用品費の内訳について」依頼締結が必要となります。

⑩レクリエーション…当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑪その他のサービス

ア　理 美 容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

イ　衣 類 の 洗 濯　：当施設では、洗濯機で洗える衣類については無料で行っております。ただし、洗濯機で洗うことの出来ないセーターやジャケット等クリーニングが必要な場合は保証人等にてお願いします。

ウ　その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては実費がかかります。

○　料金（自己負担分１割の金額です。）

①　基本料金（介護保険負担割合証の提示により負担額が変わります。）

・施設利用料

施設利用料	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
自己負担分（１日分）	763 円	836 円	918 円	995 円	1069 円

施設利用料	要支援１	要支援２
自己負担分（１日分）	573 円	711 円

・加算（１日の料金になります。）

夜勤職員配置加算Ⅱ※2	20 円/日	サービス提供体制加算Ⅱ※2	20 円/日
看護体制加算Ⅰ※2	5 円/日	送迎加算※1	200 円/回
生産性向上推進体制加算Ⅰ	107 円/月	緊急短期入所受入加算※1	98 円/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	施設利用料、加算を合わせた総単位数に 17.6%を加算		

※1　対象者のみの算定になります。

※2　職員体制等により算定に変更があります。

※3　要支援１･２の方は夜勤職員配置加算･看護体制加算の算定はありません。

②③食費・居住費（介護保険負担限度額認定証の提示により負担額が変わります。）

〔食費・滞在費〕

	食費	食費内訳	滞在費
第１段階	１日　300 円	朝‥300 円 昼‥750 円 おやつ‥100 円 夕‥750 円	１日　880 円
第２段階	１日　600 円		１日　880 円
第３段階①	１日　1,030 円		１日　1,370 円
第３段階②	１日　1,360 円		１日　1,470 円
第４段階以上	１日　1,900 円		１日　2,392 円

④　日用品費　…1 日あたり　350 円

⑤　その他…特別な行事、理美容費等の料金は、実費がかかります。

⑥　長期利用に対する減額（要介護 1～5）…連続（自費利用含む）して 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用した場合は、施設利用料から 31 日～60 日は 1 日 33 円減額、61 日以降は 34～37 円減算となります。長期利用に対する減額（要支援 1～2）…連続（自費利用含む）して 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用した場合は、施設利用料から要支援 1 では 1 日 28 円減額、要支援 2 では 1 日 36 円減額となります。

⑦　送迎実施地域…通常の送迎実施地域は、さいたま市内・春日部市・越谷市です。

※実施地域を越えて送迎を行う場合は送迎費用がかかります。

・通常の送迎実施地域を越えた地点から１キロ毎に 200 円追加されます。

○　料金（自己負担分２割の金額です。）

①基本料金（介護保険負担割合証の提示により負担額が変わります。）
・施設利用料

施設利用料	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
自己負担分（1日分）	1525円	1673円	1835円	1989円	2138円

施設利用料	要支援１	要支援２
自己負担分（1日分）	1146円	1421円

・加算（1日の料金になります。）

夜勤職員配置加算Ⅱ※2	39円/日	サービス提供体制加算Ⅱ※2	39円/日
看護体制加算Ⅰ※2	9円/日	送迎加算※1	399円/日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	214円/月	緊急短期入所受入加算※1	195円/回
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	施設利用料、加算を合わせた総単位数に17.6%を加算		

※1　対象者のみの算定になります。
※2　職員体制等により算定に変更があります。
※3　要支援1･2の方は夜勤職員配置加算･看護体制加算の算定はありません。

②③〔食費・滞在費〕

	食費	食費内訳	滞在費
第１段階	1日　300円	朝‥300円 昼‥750円 おやつ‥100円 夕‥750円	1日　880円
第２段階	1日　600円		1日　880円
第３段階①	1日　1,030円		1日　1,370円
第３段階②	1日　1,360円		1日　1,470円
第４段階以上	1日　1,900円		1日　2,392円

② 日用品費　…1日あたり　350円
③ その他…特別な行事、理美容費等の料金は、実費がかかります。
④ 長期利用に対する減額（要介護1～5）…連続（自費利用含む）して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用した場合は、施設利用料から31日～60日は1日65円減額、61日以降は69～73円減算となります。長期利用に対する減額（要支援1～2）…連続（自費利用含む）して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用した場合は、施設利用料から要支援1では1日57円減額、要支援2では1日71円減額となります。
⑤ 送迎実施地域…通常の送迎実施地域は、さいたま市内・春日部市・越谷市です。
※実施地域を越えて送迎を行う場合は送迎費用がかかります。
・通常の送迎実施地域を越えた地点から1キロ毎に200円追加されます。

○　料金（自己負担分３割の金額です。）

①基本料金（介護保険負担割合証の提示により負担額が変わります。）
・施設利用料

施設利用料	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
自己負担分（１日分）	2288 円	2509 円	2752 円	2983 円	3207 円

施設利用料	要支援１	要支援２
自己負担分（１日分）	1719 円	2132 円

・加算（１日の料金になります。）

夜勤職員配置加算Ⅱ※2	59 円/日	サービス提供体制加算Ⅱ※2	59 円/日
看護体制加算Ⅰ※2	13 円/日	送迎加算※1	598 円/回
生産性向上推進体制加算Ⅰ	321 円/月	緊急短期入所受入加算	293 円/回
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	施設利用料、加算を合わせた総単位数に 17.6%を加算		

※1　対象者のみの算定になります。
※2　職員体制等により算定に変更があります。
※3　要支援１･２の方は夜勤職員配置加算･看護体制加算の算定はありません。

〔食費・滞在費〕

	食費	食費内訳	滞在費
第１段階	１日　300 円	朝･･300 円 昼･･750 円 おやつ･･100 円 夕･･750 円	１日　880 円
第２段階	１日　600 円		１日　880 円
第３段階①	１日　1,030 円		１日　1,370 円
第３段階②	１日　1,360 円		１日　1,470 円
第４段階以上	１日　1,900 円		１日　2,392 円

② 日用品費　…1 日あたり　350 円
③ その他…特別な行事、理美容費等の料金は、実費がかかります。
④ 長期利用に対する減額（要介護 1～5）…連続（自費利用含む）して 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用した場合は、施設利用料から 31 日～60 日は 1 日 65 円減額、61 日以降は 69～73 円減算となります。長期利用に対する減額（要支援 1～2）…連続（自費利用含む）して 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用した場合は、施設利用料から要支援 1 では 1 日 57 円減額、要支援 2 では 1 日 71 円減額となります。
⑤ 送迎実施地域…通常の送迎実施地域は、さいたま市内・春日部市・越谷市です。
※実施地域を越えて送迎を行う場合は送迎費用がかかります。
・通常の送迎実施地域を越えた地点から 1 キロ毎に 200 円追加されます。

○キャンセル料金

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日 17 時までにご連絡がなかった場合	食費相当分 1,900 円

また、利用中の食事のキャンセルは 2 時間前までとなっています。

○送迎実施区域・・・通常の送迎実施区域はさいたま市・春日部市・越谷市の一部です。

※実施区域を越えて送迎を行う場合は送迎費用がかかります。

・通常の事業に実施区域を越えた地点から 1 キロ毎に 200 円追加されます。

○利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

・利用者が中途退所を希望した場合

・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

・利用中に体調が悪くなった場合

・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

○支払方法

毎回、当月料金の合計請求額を翌月 20 日までに発行いたしますので、15 日以内にお支払下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、原則口座引き落としでお願い致します。

○　緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先①		
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
緊急連絡先②		
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

○　相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆
短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）さいたまほほえみの里
苦情責任者　施 設 長　　山内　利信
担　当　者　生活相談員　　平井　暁洋・大矢　真司
電話番号　048-792-1120　（受付時間 9 時から 17 時）

その他

・さいたま市役所　保険福祉局長寿応援部　介護保険課　電話番号　048-829-1264

・さいたま市役所　保険福祉局長寿応援部　高齢福祉課　電話番号　048-829-1259

・さいたま市岩槻区役所　高齢介護課　介護保険係　電話番号　048-790-0169

・埼玉県国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口　　電話番号　048-824-2568

・埼玉県運営適性化委員会

運営適性化委員会相談専用電話番号　　電話番号　048-822-1243

（受付：月曜日～土曜日 9 時から 16 時）

・第三者委員

民生委員　渡邊　美佐子　　電話番号　048-757-1673

民生委員　金子　悦子　　電話番号　048-799-0574

事業者

＜事業者名＞短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護）
さいたまほほえみの里
指定番号　1176508248
＜所在地＞　埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮 1512-1

＜代表者名＞施設長　　山内　利信　　印

上記内容の説明を受け、了承しました。

20　　年　　月　　日 ＜利用者氏名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜保証人氏名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印